

島田療育センター セカンドオピニオン外来について

セカンドオピニオンは、患者さんやそのご家族が自らの治療法を選択し、納得して治療を受けて頂く為に、病気の診断や治療法について、現在診療を受けている主治医以外の専門医から「第二の意見」を聞くものです。

島田療育センターでは、地域の小児神経疾患を診療する医療機関として、セカンドオピニオンを求める患者さんやそのご家族に対して、現在の主治医からの診療情報提供書（セカンドオピニオン用）と必要な資料に基づいて、当センターの医師から参考となる情報・意見を提供する外来を設置しております。

相談対象とする専門領域：小児の神経疾患すべて

小児期発症てんかん症候群、運動異常症（ミオクローヌス、ジストニア、振戦などの不随意運動）、トウレット症候群、睡眠障害、急性脳症後遺症、結節性硬化症、稀少神経疾患（先天性無痛無汗症、コケイン症候群、ミトコンドリア病、その他未診断の退行を示すもの）など、また重症心身障害児（者）の療育やケアに関しても対象とします。

担当医：久保田雅也

〈お願い〉

セカンドオピニオンを希望する旨を、必ず現在の主治医にお伝え下さい。主治医からの診療情報提供書が無い場合、有効なセカンドオピニオンの提供が出来ません。

情報の提供が不十分な場合、当センターから医療機関にお問い合わせする場合があります。

〈以下の場合はセカンドオピニオン外来の対象になりません〉

- ・当センターでの継続的な診察・治療を希望している場合。
- ・当センターへの転院を依頼する診療情報提供書を持っている場合。
- ・主治医に対する不満及び主治医が了解していない場合。
- ・既に終了している治療に対してのご相談。
- ・相談内容が当センターのセカンドオピニオン外来の専門領域外の場合。

〈セカンドオピニオンに必要なもの〉

- ・現在の主治医からのセカンドオピニオン用診療情報提供書と参考資料（CT、MRI、超音波、検査データ等）
- ・セカンドオピニオン外来申込書、同意書、相談シート（入手方法は下記[関係書類の入手方法]をご確認ください。）
- ・相談者がご本人で無い場合、相談者と患者さんの続柄を確認できる書類（保険証、母子手帳など）

[関係書類の入手方法] ※①又は②のいずれかから入手して下さい。

- ① 島田療育センターのホームページからダウンロードする。
- ② 医療相談科（担当窓口）から書類一式を郵送する。

[関係書類の内容]

1. 島田療育センターセカンドオピニオン外来申込書
2. セカンドオピニオン同意書
3. セカンドオピニオン相談シート

〈料金について〉 ※支払は現金のみで、全額自費扱いになります（健康保険適用外）

相談時間・料金（税込）

60分以内 22,000円

75分 27,500円

90分 33,000円

※相談時間は原則として60分以内です。

※料金の中に返書作成料が含まれています。

〈セカンドオピニオン外来を受けるまで〉

- ① ご希望の方は、当センターの医療相談科セカンドオピニオン外来担当者（電話番号 042-374-2607）までご連絡ください。
- ② セカンドオピニオン外来担当者が担当医と日程の調整の後、候補日を相談者に電話でご連絡し、日時を決定いたします。
- ③ ご来院の日時決定後、「申込書」「同意書」「相談シート」にご記入いただき、診療情報提供書、参考資料と共にセカンドオピニオン外来担当者宛てに、書留にて郵送して下さい。

※診療情報提供書と参考書類は日時決定前に郵送して頂く場合もございます。

郵送宛先

〒206-0036

東京都多摩市中沢 1-31-1

島田療育センター 医療相談科

セカンドオピニオン外来担当者宛

- ④ セカンドオピニオン当日、予約時間の30分前までに、受付で「セカンドオピニオン外来」を予約していることをお伝え下さい。

〈持ち物〉

- ・ご相談者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
 - ・ご相談者と患者さんの続柄が確認できる書類（健康保険証か母子手帳）
- ⑤ 医療相談科セカンドオピニオン外来担当者がご案内いたしますので、受付付近でお待ちください。
相談終了後、会計を済ませてお帰り下さい。

ご不明な点などございましたら、下記、医療相談科セカンドオピニオン外来担当者へお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

島田療育センター 医療相談科

セカンドオピニオン外来担当

電話番号:042-374-2607

平日 9:30～17:00